

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

9 削除	
------	--

を

」

「

9 社会福祉法人の理事在任証明手数料	1件につき	300円
9の2 税額控除対象となる社会福祉法人の証明手数料	1件につき	300円

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

町田市手数料条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
9 社会福祉法人の理事在任証明手数料	1 件につき 300 円	9 削除	
9 の 2 税額控除対象となる社会福祉法人の証明手数料	1 件につき 300 円		
略	略	略	略